

大玉村内にお住いで新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金にお悩みの皆様へ 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

1. 休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額 10万円以内(小学校等の休業等の特例20万円以内)

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■必要書類

(1)身分を証明できるもの 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等

(2)世帯全員分の住民票(本籍・筆頭者記載 ※発行3ヵ月以内)

(3)印鑑(実印でなくても構いません)

(4)申込者の預金通帳又はキャッシュカード

(5)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できるもの

▶企業等雇用されている方

①新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前後の収入が確認できる給与明細書等

②就労先からの休職証明書等

▶自営業、フリーランス等の方・・・月収等を記録した会計帳簿等

■その他

(1)お申込み書類に必要事項を記入していただいた後、貸付元の貸付審査があります。

(2)大玉村に住民票がある世帯が大玉村社会福祉協議会窓口となります。

(3)ご不明な点等、下記までお気軽にお問い合わせください。

■受付期限 令和2年7月末(予定)

■貸付元 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

■申込窓口及びお問い合わせ先

社会福祉法人大玉村社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係 ☎68-2100

〒969-1302 大玉村玉井字東三合目19 大玉村総合福祉センターさくら 内

※裏面もご確認ください。

2. 休業された方等向け(総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

(1) 2人以上 月20万円以内

(2) 単身 月15万円以内

※貸付期間：原則3ヵ月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■必要書類

(1)身分を証明できるもの 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等

(2)世帯全員分の住民票(本籍・筆頭者記載 ※発行3ヵ月以内)

(3)印鑑(実印でなくても構いません)

(4)申込者の預金通帳又はキャッシュカード

(5)新型コロナウイルス感染症の影響により失業等をしたことが確認できるもの

▶失業の場合

雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令の写し 等

▶廃業の場合

個人事業の廃業届の写し 等

(6)債務状況がわかる書類(債権者発行のもの)

(7)自立相談支援機関の支援を受けていることがわかる書類等

(8)その他、世帯の収支状況や求職状況等を確認する書類等

■その他

(1)お申込み書類に必要事項を記入していただいた後、貸付元の貸付審査があります。

(2)大玉村に住民票がある世帯が大玉村社会福祉協議会窓口となります。

(3)ご不明な点等、下記までお気軽にお問い合わせください。

■受付期限 令和2年7月末(予定)

■貸付元 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

■申込窓口及びお問い合わせ先

社会福祉法人大玉村社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係 TEL 68-2100

〒969-1302 大玉村玉井字東三合目19 大玉村総合福祉センターさくら 内

以上